

船指監第340号  
令和2年6月4日

居宅介護支援事業所 管理者 様  
通所系サービス事業所 管理者 様  
短期入所系サービス事業所 管理者 様

船橋市 福祉サービス部 指導監査課長  
健康・高齢部 介護保険課長

### 通所介護費等及び短期入所生活介護費等の請求に係る臨時的な 取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただき感謝申し上げます。  
今般、令和2年6月1日付、厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症に係る  
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」が発出され、  
通所介護費等及び短期入所生活介護費等の算定に係る臨時的な取扱いが示されたと  
ころです。  
つきましては、当該取扱いによる請求について、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### ○当該取扱いの適用開始時期

当該取扱いによる請求は、令和2年6月サービス提供分から可能となります。（令和2年  
6月2日厚生労働省老健局振興課確認）

#### ○延長加算について ※通所系サービス

当該取扱いにおける延長加算の算定にあたっては、体制届の提出は不要です。  
なお、他市町村の指定を受けている場合は、各指定権者へ確認をお願いします。

#### <問い合わせ>

船橋市 指導監査課 指導監査第三係 TEL：047-436-2782  
介護保険課 給付係 TEL：047-436-2304